

役員及び評議員の報酬並びに
費用に関する規程

社会福祉法人恵信福社会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵信福社会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)業務執行理事とは、副理事長、専務理事及び常務理事をいう。
- (3)特任理事とは、週に1回、法人・施設運営に対する助言・相談等を執行する理事をいう。
- (4)特命理事とは、理事長の特別の命により継続して法人・施設業務を執行する理事をいう。
- (5)その他の理事とは、理事長、業務執行理事及び特命理事以外の理事をいう。
- (6)報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び役員退職慰労金をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等に対しては、報酬等を支給するものとする。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬等は、別表1に定める役職に応じた1人当たりの上限額の範囲内で、理事会において決定するものとする。
- 3 特任理事、特命理事、その他の理事及び監事の報酬は、別表2に定める額とする。なお、特任理事、特命理事については、別表2に定めるほか、特別報酬を支給することができる。支給金額については、その都度理事長が定める。
- 4 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長、業務執行理事、特任理事、特命理事及び監事の報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日の場合は給与規程第4条に準じた日とする。
 - (2)賞与については、毎年7月及び12月とする。
 - (3)役員退職慰労金については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後3カ月以内に支給する。
- 2 その他の理事及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席についてはその都度支給し、法人・施設業務のための出勤については、前項(1)に準じて支給する。
 - 3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により費用を支給することができる。

(特別功労金の支給)

第6条 法人運営に関して特別な功績等が認められる役員に対し、理事会の議決を得て、特別功労金を支給することができる。また、特別功労金の額については、一人当たり1,000,000円の上限額の範囲内で理事会の議決によって定めるものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年6月15日より適用し、同日前については、なお従前の例による。

この規程は、令和元年6月18日より適用する。

この規程は、令和2年10月1日より適用する。

別表1

(1) 理事長及び業務執行理事の報酬(賞与を含む)の上限額

	役職	報酬(賞与含む)の上限額	備考
1	理事長	25,000,000円	賞与は、報酬月額×4.5カ月を上限とする
2	副理事長	20,000,000円	同上
3	専務理事	18,000,000円	同上
4	常務理事	15,000,000円	同上

(2) 役員退職慰労金(上限額)

役員退職慰労金＝最終報酬月額×在任月数×係数

※上記在任月数は、1ヶ月未満の端数は切り上げる。

※係数については、山梨県特別職の職員の退職手当に関する条例を参考に下記のように設定。

理事長：30/100

副理事長：25/100

専務理事：20/100

常務理事：10/100

別表2 特任理事、特命理事、その他の理事及び監事の報酬

(1) 特任理事

区分	報酬
月額報酬	100,000円

(2) 特命理事

区分	報酬
月額報酬	50,000円

(3) その他の理事

区分	報酬
理事会への出席	1回 30,000円
法人・施設業務のための出勤	1回 50,000円

(4) 監事

区分	報酬
月額報酬	50,000円

別表3 評議員の報酬

区分	報酬
評議員会への出席	1回 50,000円